

年末・年始のごみ・し尿収集

■ごみ収集業務

年末：12月29日(土)まで 年始：1月4日(金)から
【収集日程】

12/23・日	休み
12/24・月	燃えるごみ(市内全域)
12/25・火	資源ごみ(枕崎・別府校区)
12/26・水	燃えるごみ(市内全域)
12/27・木	資源ごみ(立神・桜山・金山校区)
12/28・金	燃えないごみ(市内全域)
12/29・土	燃えるごみ(市内全域)
12/30・日～1/3・木	収集業務は休み
1/4・金	※燃えるごみ(枕崎・別府校区)
1/5・土	※燃えるごみ(立神・桜山・金山校区)

※1/4(金)は出すごいの種類と収集地区が、1/5(土)は収集地区が通常とは違います。ご注意ください。
※12/30(日)～1/3(木)は、集積所へごみは出さないでください。

■内鍋清掃センターへの持ち込み TEL72-6816

年末：12月31日(月)まで

(搬入時間：午前8時30分～午後4時30分)

年始：1月4日(金)から

○年末（28日～31日）は、持ち込み件数が増えるために混雑が予想されますので、年末に集中しないよう早めに内鍋清掃センターに持ち込んでください。

○冷蔵庫（冷凍庫を含む）・エアコン・洗濯機・テレビ・パソコンは持ち込めません。

○ペットボトルは、必ずフタとラベルをはがして中をすりでから、ペットボトルだけ黄色の資源ごみ袋に入れて持ち込んでください。

■し尿くみ取り業務 枕崎清掃社 TEL72-1539

年末：電話受付は12月25日(火)まで

くみ取りは12月28日(金)まで

年始：1月4日(金)から

40歳から74歳の 国民健康保険加入者の皆さんへ 重要なお知らせ

★平成20年4月から新しく「特定健康診査及び特定保健指導」が始まります。

最近よく耳にするメタボリックシンドロームは、放っておくと心臓病や糖尿病などの深刻な生活習慣病を引き起します。これをくい止めるためには、定期的に自分の健康状態をチェックし、問題があればすぐに対処することが重要です。そのための新しい特定健康診査・特定保健指導が始まります。

■特定健康診査（特定健診）とは

40歳から74歳の全ての方が対象となります。
長期入院者・妊娠婦等の特別な事由のある方は除きます。対象者には、国民健康保険より通知します。

■特定保健指導とは

特定健診の結果により、生活習慣改善の必要性に応じて保健指導を行います。

特定健診の結果により、①積極的支援②動機付け支援③情報提供の3段階で判定し、個人に合わせた生活習慣改善のための指導を行います。

■1年に1回の受診をお願いします。

生活習慣病は突然発病するものではなく、予兆を知ることのできるものです。その予兆を早期に確認し対応することで、将来にわたり健康な生活を営むことが可能です。

また、保健指導によって生活習慣を改善することで年々増大している医療費を抑制することもでき、その結果、保険税の増加を防ぐこととなります。そのためにも1年に1回の受診をお願いします。

※健保組合等の被扶養者については、これまで市が実施してきた基本健診が、各医療保険者による健診に変ります。

※制度の詳細等につきましては、今後、広報紙等でお知らせします。

問合せ 市民健康課保険医療係

TEL72-1111 (内線147・148)

医療費助成制度を ご存知ですか？

次の対象者への医療費の助成を行っています。
助成を受けるには受給資格の登録申請が必要です。

■重度心身障害者医療費助成

○対象者

- ・1級または2級の身体障害者手帳所持者
- ・A1、A2、Aの療育手帳保持者
- ・3級の身体障害者手帳を所持し、かつB1の療育手帳保持者

○助成額 保険診療分の自己負担額

■ひとり親家庭等医療費助成

○対象者

- ・父子家庭の父と児童
- ・母子家庭の母と児童
- ・父母のいない児童
- ・父、または母が法に定める障害の状態（年金の障害等の1級程度）の児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

○助成額 保険診療分の自己負担額

※受給資格に所得制限あり

■乳幼児医療費助成

○対象者

- ・6歳未満で、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成対象以外の乳幼児（6歳の誕生日まで、ただし1日生まれは前月末分まで）

○助成額

- ・0～2歳…保険診療に係る自己負担額
- ・3～6歳…保険診療に係る自己負担額が月額2,000円を超えた分
- ・市民税非課税世帯は全額助成

※平成19年3月から自動償還方式導入により、助成金の申請手続きが簡素化されました。

窓口での助成金申請の手続きに必要なもの

受給資格者証・健康保険証・印鑑・医療機関の領収書（調剤薬局含む）

※高額療養費及び附加給付金の支給があった時は自己負担額からその支給額を控除し、助成します。

※申請期間は診療月から2年間

※申請のあった月の翌月振込

※受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分

問合せ 福祉事務所社会係 TEL72-1111 内線135

保育所入所の 受付開始



平成20年4月より新たに保育所の入所を希望される方は、福祉事務所で手続きをしてください。

■「仮申込」受付期間

平成19年12月3日(月)～28日(金)

※当日必要なものはありません。「入所申請書一式」をお渡します。

■「正式申込」受付期間

平成20年1月4日(金)～31日(木)

※保育所ごとに、期限までに申し込みのあった児童の中で、保育に欠ける度合いの高い世帯の児童を優先し入所を決定しますが、児童数が入所可能限度（定員の115%以内）に満たない保育所があった場合には、受付期間以降でも随時入所を受け付けます。

■保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる基準は、両親と共に（両親と別居している場合には、児童の面倒をみている方）次のいずれかの事情にある場合で、かつ、児童と同居している親族等も児童の保育ができない場合に限られます。

①家庭外労働

児童の親が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

②家庭内労働

児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

③親のいない家庭

死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合

④母親の出産等

親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害がありたりするので、その児童の保育ができない場合

⑤病人の看護等

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合

⑥家庭の災害

火災、風水害、地震などの不幸があり、その家を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

問合せ 福祉事務所社会係 TEL72-1111 内線135